

令和4年5月10日
こども未来局

市政記者各位

子ども習い事応援事業 教室や塾などの参画事業者を募集しています！

福岡市では、令和4年7月から、電子クーポン（又は紙クーポン。以下「クーポン」という。）を交付し、子どもの習い事費用を助成する「子ども習い事応援事業」を実施します。

これに先立ち、現在、クーポンが利用できる習い事の教室等（参画事業者）を募集しています。
教室等でクーポンを利用できるようにするためには、各教室から事前に登録の申請をいただく必要があります。より多くの教室等にご登録いただくことで、この事業の目的を果たすことができますので、事業者をはじめ、広く市民の方に周知いただきますようお願いいたします。

★登録条件（一部抜粋）

○小学5年生から中学3年生を対象に含むサービスを有償で提供している民間の事業者等（法人、任意団体、個人事業主等）

○提供するサービスの例、提供方法

区 分	習い事の主な分野（例）	サービス提供方法
文化教室	美術、書写、調理、手芸、工作、そろばん、ピアノ、ギター、その他音楽、パソコン 等	教室型 訪問型 通信型
スポーツ教室	水泳、体操、野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール、卓球、テニス、バドミントン、柔道、空手、剣道、ダンス 等	
学習塾等	学習塾、家庭教師、オンライン学習塾・オンライン家庭教室 等	

※詳細は別紙または下記ホームページをご参照ください。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/mimamori/child/naraigoto1.html>

★登録申請の方法

随時、Web フォーム（又は FAX・郵送）で申請を受け付けています。

※詳細は専用サイト参照 ⇒ <https://kodomonaraigoto-fukuoka.hp.peraichi.com/>

※運営事務局にて事業者説明会を実施予定（5/12(木)～：全6回開催） ＊取材可能



★クーポン概要

交付対象者：福岡市在住で、生活保護世帯または児童扶養手当受給世帯のうち、小学5年生から中学3年生までの子どもの保護者

交 付 額：子ども1人あたり月額1万円分（毎月月初に交付、有効期間1か月）

交 付 期 間：令和4年7月～令和5年3月の各月



【問い合わせ先】

こども未来局こども部こども見守り支援課 真名子、山田

TEL：092-7111-4762/FAX：092-733-5534/E-mail：k-mimamori.CB@city.fukuoka.lg.jp

福岡市子ども習い事応援事業

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されずに、
個性や能力を伸ばし自己肯定感を育めるよう
電子クーポン*1を交付し、習い事の費用を助成します！

交付(助成)対象者

生活保護または児童扶養手当
受給世帯のうち、小5～中3の
子どもの保護者

参画事業者

習い事の教室や塾など

(②以前)
サービス申込
*2

②
クーポン利用
*3

③サービス提供

2
登録完了お知らせ利用可能

1
登録申請

④毎月月末
請求

⑥翌月月末
助成額支払い

3
受付完了のお知らせ利用可能

2
申請

1
申請のご案内

①毎月月初
クーポン交付(1万円分)

今ここ
募集中!

対象者には
6月中に
ご案内します

福岡市子ども習い事応援事業 運営事務局

TEL:092-406-3108

FAX:092-451-0550

営業時間…9:00～18:00(12/29～1/3除く)

受託事業者…株式会社日本旅行及びGigi 株式会社

★参画事業者
募集サイトは
こちら↓



⑤請求データ

福岡市(こども未来局)

- *1: Webが利用できない方には、偽造防止を施した紙クーポンを交付します。
- *2: 対象者から参画事業者へのサービス利用申込(契約)は、直接対象者・参画事業者間で行ってください。
- *3: 月1万円内であれば複数の習い事も可能です。月1万円分を超える分は対象者の自己負担となります。

福岡市子ども習い事応援事業 参画事業者募集

【福岡市子ども習い事応援事業について】

文化・スポーツ教室、学習塾等で利用できる電子クーポンを交付し対象世帯の習い事費用を助成することにより、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されずに、個性や能力を伸ばし、自己肯定感を育てるようサポートする事業です。

本事業の概要

(1) 交付対象者(助成対象者)

福岡市内在住で生活保護または児童扶養手当を受給している世帯のうち、小学5年生から中学3年生までの子どもの保護者

(2) クーポン利用期間及び交付額

【利用期間】 令和4年7月～令和5年3月の各月

【交付額】 子ども一人あたり 月額1万円分(毎月月初に交付、有効期間1カ月)

(3) クーポンの交付方式

*オンラインで利用できるクーポンを交付します(電子クーポン) 利用者および参画事業者は、パソコンやスマートフォン等のインターネットに接続できる機器で利用手続きを行います

*WEB利用環境がない助成対象者に対しては、偽造防止を施した紙クーポン(500円×20枚)を交付します

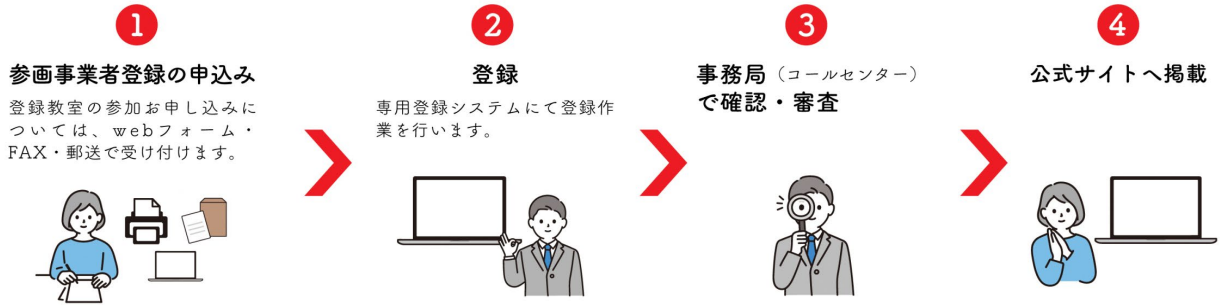
対象事業者 登録条件抜粋 (詳細は募集要項を必ずお読みください)

- ①小学5年生から中学3年生を対象に含むサービスを、その内容と価格を明示し、有償で提供している民間の事業者等(法人、任意団体、個人事業主等を含む)であること
- ②提供するサービスが、次のいずれかに該当すること ※下記【参考】参照
- ③次のいずれかの条件を満たすこと
 - ア. 教室型: 特定の教室等に生徒を集め、集団または個別に指導を行うもの
 - イ. 訪問型: 登録または雇用した教師等を派遣し、生徒の自宅等に訪問して指導を行うもの(個人が自ら開業し、生徒と直接契約する形態及び教師等を紹介し、個人契約を斡旋する形態は含まない)
 - ウ. 通信型: 特定の事業所に生徒を集めずに、インターネットや郵便等の通信手段を用いて指導を行うもの
- ④教室型及び訪問型については、福岡市内に教室または事業所を有し、通信型については日本国内に事業所を有する法人事業者であること
- ⑤提供するサービスの対象者を特定の個人に限定せず、広く一般の利用を受付けていること

【参考】習い事の例

区分	主な分野(例)	サービスの提供方法	クーポン対象費用
文化教室	美術、書写、調理、手芸、工作、ピアノ、ギター、その他音楽、そろばん、パソコン 等	・教室型 ・訪問型 ・通信型	①初期費用(入会金、入学金、入塾テスト代等) ②月謝、受講料 ③試験料、学力テスト料等 ④通信費用 ⑤道具、教材、教具代 ⑥ユニフォーム、制服代 ⑦その他 福岡市が必要と認めるもの
スポーツ教室	水泳、体操、野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール、卓球、テニス、バドミントン、柔道、空手、剣道、ダンス、等		※④～⑦はレッスンや授業を受けるために参画事業者を支払うものに限り対象とし、参画事業者以外へ支払うものは対象外
学習塾等	学習塾、家庭教師、オンライン学習塾・オンライン家庭教室 等		

登録申請から利用開始までの流れ（必要書類については募集要項を確認ください）



事業者説明会(全6回) ※会場参加とリモート参加が選択できます

【定員】 各回 会場参加:30名 リモート参加:100名(事前予約制)

①	5月12日(木) 10:30~11:30	【会場】 TKPガーデンシティ天神 S-2室
②	5月12日(木) 13:30~14:30	【会場】 TKPガーデンシティ天神 S-2室
③	5月18日(水) 10:30~11:30	【会場】 TKP博多駅筑紫口ビジネスセンター 901室
④	5月18日(水) 13:30~14:30	【会場】 TKP博多駅筑紫口ビジネスセンター 901室
⑤	5月27日(金) 10:30~11:30	【会場】 TKPガーデンシティ天神 S-2室
⑥	5月27日(金) 13:30~14:30	【会場】 TKPガーデンシティ天神 S-2室

説明会 会場案内

<TKPガーデンシティ天神>



<TKP博多駅筑紫口ビジネスセンター>



説明会 事前予約（オンライン予約のみ）

※前日18時まで以下URLより予約の上、参加してください

【予約URL】 <https://va.apollon.nta.co.jp/naraigoto/>



(説明会 事前予約)

お問合せ先

福岡市子ども習い事応援事業 運営事務局

TEL : 092-406-3108 FAX : 092-451-0550

営業時間 : 9:00~18:00 ※年末年始(12/29~1/3)を除く

※本事業は株式会社日本旅行及びGigi株式会社が受託運営しております